

松阪市基幹相談支援センター業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

1. 委託業務名

松阪市基幹相談支援センター業務委託

2. 業務の期間

契約締結日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで（履行期間 5 年間）

なお、契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日までの間を準備期間として、次の業務を行う。

- (1) 必要な人員の確保及び研修の実施
- (2) 業務に必要な消耗品、備品等の準備、設置
- (3) その他、松阪市と受託者が協議の上、決定した事項

3. 事業場所

松阪市が指定する場所（松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所内）

4. 業務の目的

地域における相談支援機能強化のための中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター（以下、センターという。）を運営し、同法第 77 条第 1 項第 3 号に規定に基づき、障がい者、障がい児、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用の支援等、必要な支援を行なうとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

5. 業務の内容

(1) 一般的な相談支援業務

- ア 福祉サービスの利用援助を含めた総合相談に関する業務
- イ 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ウ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- エ 権利擁護のために必要な援助に関する業務
 - ・ 障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者及びその家族等への相談支援又は関係機関との連絡調整
 - ・ 障がい者虐待防止に関する普及啓発の取組、早期発見のための関係機関との連絡調整
- オ 専門機関の紹介に関する業務

(2) 基幹相談支援センターに係る業務

- ア 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応と解決に向けた調整（サービス等利用計

画やモニタリング結果の共同による検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。)

イ 指定特定相談支援事業所とのネットワークの構築及び相談支援専門員等の人材育成及び相談支援専門員等に対する専門的な助言、指導その他の援助

ウ 地域生活支援拠点の構成機関として緊急時に際しての対応や地域移行・地域定着の促進の取組

エ 障害福祉サービス事業者及び各支援機関との連携強化

オ 松阪市障害者地域自立支援協議会の専門部会の設置及び運営に関する業務（なお、専門部会の設置については市と協議のうえ行うものとする。また、協議会の全体会議は市が運営することとし、受託者は、市と協力して協議会の円滑な運営を図るものとする。）

(3) 成年後見制度の利用に関する支援

次の要件を満たすもの（成年後見制度利用支援事業対象者）又はその家族への相談支援及び関係機関への連絡調整

ア 障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者

イ 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(4) その他の支援

ア 三重県及び松阪・多気地域自立支援連絡協議会との連携

イ 三重県南部医療的ケア地域支援連携会議（みえる輪ネット）との連携

ウ 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画

エ その他、本市が依頼する関係機関との連携会議等への参画、本市の障がい福祉行政の運営に当たって本市がセンターにおいて実施する必要があるものと判断する業務

6. 業務の実施体制

(1) 業務従事者

ア 業務従事者は常勤職員 4 名以上とし、うち 3 名は相談支援専門員又は相談支援員であって障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者を配置すること。

イ 相談支援専門員又は相談支援員 3 名のうち専従職員を 2 名以上配置すること。専従職員のうち 1 名以上は主任相談支援専門員又は社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士である相談支援専門員であること。但し、経過措置として体制を整備するまでの必要な期間（令和 9 年度まで）は、センター業務に支障のない限りで兼務を認める。

ウ 専従職員のうち 1 名をセンター長とする。センター長は本業務に加え、基幹相談支援センター全体の業務従事者のスケジュール管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、センターの安定的な運営に努めること。

(2) 業務時間

平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとし、窓口の開庁時間は、市役所の開庁時間に準ずる。また、夜間・休日などの時間帯にも緊急時におけるサポート体制を確保すること。

(3) 業務記録の作成

ア 相談支援等に関する記録表を作成し、5 年間保存すること。

イ 相談支援等に関する記録は、1 相談 1 記録を原則として記録し、対象者別にファイルを作成し管理すること。また、会議、研修等に参加した場合は、会議内容等をまとめた資料を作成し、管理すること。

ウ 相談等に関する記録の集計、統計資料等（以下「業務報告書」という。）は、毎年度末までに作成し、速やかに市に提出すること。

エ その他報告等で、本市が随時報告を求めた場合には、速やかに報告すること。

(4) 運営体制

ア 障がい者等からの電話または来所相談に支障のないよう、業務時間中の人員体制に配慮すること。

イ 本業務を実施するうえで、市の関係部局、障害福祉に係る関係機関、障害者相談支援事業を実施する者と緊密な連携・協力を図ること。

7. 対象経費

本業務履行に係る必要経費のうち、次に掲げる事項について、委託料の対象経費とする。なお、本市が指定する場所で行う本業務履行に係る光熱水費、固定電話の通話にかかる費用は本市が負担し、事務机・椅子・書棚類一式は本市が設置する。また、運営業務に係る経理の内容を明らかにするため、センター運営業務として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

(1) 人件費（給与、賞与、その他各種手当、共済費等）

(2) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）

(3) 役務費（通信運搬費、システム使用料、インターネット使用料、保険料等）

(4) 借上料（事務機器リース料、自動車リース料等）

(5) 備品購入費（P C、プリンタ等）

(6) 公課費（公租公課）

(7) その他、本業務実施に係る必要経費として委託者が認めたもの

8. 機密保持

受託者（退職者等を含む。）は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、そのために必要な措置を受託者において講ずること。

9. 事業の公平性の確保

受託者は、相談支援業務の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者を差別的に取り扱ってはならない。また、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

10. 実績報告及び委託料の支払

令和 8 年度以降、受託者は各年度の業務終了後、速やかに事業実績報告書及び収支決算書のほか、市が必要と認める書類を提出しなければならない。費用の支払いは、契約額を 5 等分した金額を年額とし、毎年度払いとする。なお、年額に端数が生じた場合は、初回支払いに含める。本市の完了検査の認定後に、受託者の支払請求書に基づき、請求のあった日から起算して 30 日以内に支払うこととする。なお、令和 7 年度の準備期間について、支払いは発生しない。

11. 再委託の禁止

受託者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

12. 契約の解除

受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限までに契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
- (3) その他、本仕様書の条項のいずれか又は関係法令の規定に違反したとき。
- (4) 委託者が命じた者が行う検査及び監督に際してその執行を妨げたとき。

13. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条の規定に基づき、契約締結時に契約保証金を納めるものとする。契約保証金の額は、契約金額 1 年分の 100 分の 10 以上とする。

14. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上で、対処方法を決定する。
- (2) 賃金等の急激な上昇により、委託業務の適正な履行の確保及び安定的・持続的なサービスの提供が困難となり、当初契約額が著しく不相当となった場合に、受託者は本市に対して契約額の変更について協議できるものとする。
- (3) 本書に明示されていない事項であっても、委託者と協議のうえ、その履行上当然必要な事項については、すべて受託者が責任を持って対応すること。
- (4) 業務遂行にあたり、受託者の責任による事故・事象が生じた場合は、受託者において対処するものとする。
- (5) この業務に関して収集された情報等は委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、本事業の委託期間が終了するとき、又は委託契約が取り消されたときは、次の受託

事業者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託者となった場合は、この限りではない。

(7) 本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、三重県松阪市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。